

公平委員会の公印に関する規則

平成28年3月25日
公平委員会規則第1号

第1条 公平委員会の印章については、別に定める場合を除く外、この規則の定めるところによる。

第2条 公印は、次のとおりとする。

- (1) 相楽東部地域公平委員会之印
- (2) 相楽東部地域公平委員会委員長之印

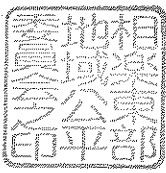
2 公印のひながたは、別記による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

(1)



(2)

